

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

三重厚生年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和44年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月21日から同年2月21日まで

私は、昭和43年にC社に入社後、数か月後にA社B営業所での勤務となり、申立期間には同事業所で引き続き勤務していた。その後、平成7年9月30日まで幾度かの転勤はしたものの継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している従業員詳細情報、D健康保険組合の個人台帳被保険者情報及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年1月21日にC社からA社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和44年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に入社し、同社B工場で勤務していた。その後、会社名がC社に変更したが、継続して勤務しており、退職していないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人と一緒に転籍したとする同僚の供述から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年11月1日に同社からグループ会社のC社に転籍）、申立人と同時期にA社からC社に転籍した同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の昭和41年10月1日の定時決定時に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日が昭和41年10月31日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1946

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

私は、A社に入社した後、昭和36年3月から同社C出張所で勤務し、申立期間には同事業所で引き続き勤務していた。厚生年金保険の事務をB営業所からC出張所に移した時の事務誤りと思われるので、申立期間を厚生年金保険加入期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社C出張所に継続して勤務し（同社B営業所から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動先のA社C出張所は昭和39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立人は申立期間において引き続き同社B営業所で厚生年金保険の被保険者となるべきであったと考えられることから、同事業所での資格喪失日を同日とするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和39年10月1日の定時決定時に係る社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から18年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から18年3月まで
申立期間については、夫に免除の手続を任せていたが、その免除の記録が消失している。私の年金記録はA市にあるということをB市で聞いた。いくらB市で手続をしても年金記録の原本が無ければ、書類の作成をすることはできないと思う。年金記録の原本がB市からA市に移った経緯を調査し、申立期間を申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の免除申請手続には直接関与しておらず、免除申請手続を行ったとする申立人の夫も未納期間である上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の免除申請の状況について、B市は、当時の書類は保存年限を経過しているため、資料は残っていないと回答しており、免除申請の状況が確認できない上、同市の申立人に係る国民年金被保険者記録をみても、申立期間について免除申請手続が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の年金記録がA市にあるとB市役所で聞いた旨の主張をしていることから、A市に照会したものの、同市は、当時の資料は保存年限を経過しているため不明と回答している。

加えて、申立期間前の期間の免除申請手続に係る申請日及び処理日共に不自然な点は無いか、申立期間の国民年金保険料を免除申請したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1947（事案 1646 及び 1905 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 3 日から同年 6 月 13 日まで
② 昭和 28 年 6 月 14 日から 31 年 5 月 21 日まで

2 回の申立てを行ったが、結果について納得できない。新しい資料等は無いが、脱退手当金を受け取っていないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた A 社に照会したところ、「当時の弊社の慣例として、在籍 10 年未満の退職者には脱退一時金が支給されていたと聞いている。」と回答していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されていたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 31 年 8 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 6 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から、「私の知人は A 社の年金記録がある。」との申立てがあり、改めて申立期間当時の同僚から聴取したが、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかったこと等を理由として、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 24 年 4 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情の提示は無いが納得できないので確認してほしいと主張しているが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。